

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画変更年度	
計画主体	袖ヶ浦市

袖ヶ浦市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 袖ヶ浦市環境経済部農林振興課
所 在 地 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
電 話 番 号 0438-62-3426
F A X 番 号 0438-62-7485
メールアドレス sode20@city.sodegaura.chiba.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・アライグマ・ハクビシン・タヌキ・カラス・キョン・ニホンジカ・ニホンザル
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	袖ヶ浦市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、豆類、野菜	875千円、1.05ha
アライグマ	—	—
ハクビシン	野菜	230千円、0.05ha
タヌキ	豆類	43千円、0.03ha
カラス	野菜	155千円、0.03ha
キョン	—	—
ニホンジカ	—	—
ニホンザル	—	—

(2) 被害の傾向

イノシシ	市内全域で、水稲及び豆類等の農作物被害及び生活環境被害が、通年発生している。
カラス	市内全域で、野菜等の農作物被害及び生活環境被害が、通年発生している。
アライグマ・ハクビシン・タヌキ	市内全域で、豆類及び野菜等の農作物被害及び家屋侵入等による生活被害が通年発生している。
キョン	平岡地区及び富岡地区等において生息が確認されており、今後被害が発生する恐れがある。
ニホンジカ	平岡地区及び富岡地区等において生息が確認されており、今後被害が発生する恐れがある。
ニホンザル	過去に長浦地区、根形地区及び富岡地区において出没が確認されており、今後被害が発生する恐れがある。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	イノシシ	875千円 1.05ha	604千円 0.73ha
	アライグマ	—	—
	ハクビシン	230千円 0.05ha	159千円 0.03ha
	タヌキ	43千円 0.03ha	30千円 0.02ha
	カラス	155千円 0.03ha	107千円 0.02ha
	キョン	—	—
	ニホンジカ	—	—
	ニホンザル	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲体制の整備	<p>平成28年度に「袖ヶ浦市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、箱わな（小型及び大型獣用）の点検及び管理並びに小型獣の捕獲等を行い、木更津猟友会袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊等と連携して効果的な捕獲に努めた。</p> <p>課題である従事者の高齢化、担い手不足を改善するため、わな猟免許新規取得者への補助や地域での有害鳥獣に係る講習会等を行い、捕獲従事者の確保に努めた。</p>	<p>有害鳥獣の出没範囲が拡大傾向にあることから、引き続きわな猟免許新規取得促進事業の実施及び周知を行い、捕獲従事者の確保に努めるとともに、個人での対策だけではなく、地域ぐるみの有害鳥獣対策組織づくりを進める必要がある。</p>
捕獲等に 関する取組	<p>木更津猟友会袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊等へ委託し駆除を実施した。国庫補助と併せ、捕獲経費の助成を行った。</p> <p>箱わな（小型及び大型獣用）の設置及び貸出並びに防護柵及びICT機器（センサーカメラ等）の併用により、捕獲強化に努めた。</p> <p><大型獣用箱わな設置実績></p> <p>令和元年度設置件数 92基 令和2年度設置件数 100基 令和3年度設置件数 103基</p> <p><小型獣用箱わな貸出実績></p> <p>令和元年度設置件数 149基 令和2年度設置件数 150基 令和3年度設置件数 194基</p>	<p>有害鳥獣の出没範囲の拡大に対して、捕獲従事者が不足している。</p> <p>地域ぐるみの有害鳥獣対策組織づくりを進め、従事者の確保を図るとともに、地域の実情に即した箱わなの設置及び貸出を行うことで、効果的な捕獲に努める必要がある。</p> <p>ICT機器を活用した効率的な捕獲について、引き続き検討する。</p>

<p>鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、袖ヶ浦市有害鳥獣対策協議会を事業主体として防護柵を設置した。</p> <p>また、平成30年度から開始した市単独事業による防護柵補助を活用し、市内農地の防護柵の設置を促進させた。</p> <p><防護柵整備実績（国交付金）></p> <p>令和元年度 未実施</p> <p>令和2年度 金網柵：3,077m</p> <p>令和3年度 金網柵：890m</p> <p><防護柵整備実績（市単独事業）></p> <p>令和元年度 電気柵：12,479m 金網柵：166m</p> <p>令和2年度 電気柵：17,664m 金網柵：120m</p> <p>令和3年度 電気柵：14,253m 金網柵：1,607m</p>	<p>防護柵の設置後は、未設置の農地等へ有害獣が移動し、被害を引き起こしているため、引き続き設置農地の拡大に努める必要がある。</p>
--	---

(5) 今後の取組方針

わな猟免許新規取得促進事業について、更なる周知を行い、捕獲従事者の確保に努める。

自治会等を対象に、有害鳥獣に係る現地調査及び講習会等を実施し、地域ぐるみの有害鳥獣対策組織づくりを引き続き進めていく。

国交付金及び市単による防護柵の設置支援事業を実施し、設置農地の拡大に努めるとともに、効果的な維持管理方法についての講習会を開催する等、フォローアップも検討していく。

ICT機器の効果的な活用について引き続き検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

木更津猟友会袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊及び地域ぐるみの有害鳥獣対策組織への駆除委託契約により捕獲を実施するとともに、わな猟免許新規取得促進事業を活用し免許を取得した従事者等において捕獲を実施する。

自治会等を対象とした講習会等を実施し、地域ぐるみの有害鳥獣対策組織づくりを引き続き推進する。

袖ヶ浦市有害鳥獣被害対策実施隊により、箱わな（小型及び大型獣用）の点検及び管理等を行い、効果的な捕獲に繋げる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～ 令和7年度	イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ カラス キョン ニホンジカ ニホンザル	効果的な捕獲を図るため、地域農業者等と連携し、農作物の生育状況及び被害状況を把握した上で箱わな（小型及び大型獣用）の設置及び貸出等を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等
過去の捕獲実績や被害地域の状況を把握し、県の第二種特定鳥獣管理計画、特定外来生物防除実施計画等も踏まえて設定している。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	650頭	650頭	650頭
アライグマ	500頭	500頭	500頭
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
タヌキ	100頭	100頭	100頭
カラス	150羽	150羽	150羽
キョン	20頭	20頭	20頭
ニホンジカ	20頭	20頭	20頭
ニホンザル	20頭	20頭	20頭

捕獲等の取組内容
<p>イノシシについては被害の多い地域に箱わな（大型獣用）等を設置し、木更津猟友会袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊、地域ぐるみの有害鳥獣対策組織及びわな猟免許新規取得促進事業を活用し免許を取得した従事者等において、捕獲を行う。</p> <p>アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画に基づき、年度を通して箱わな（小型獣用）の貸出しによる捕獲を行う。また、新たに箱わなを購入及び借用し、駆除の強化を図る。</p> <p>ハクビシン及びタヌキについては、年度を通して箱わな（小型獣用）の貸し出しによる捕獲を行う。また、新たに箱わなを購入し、駆除の強化を図る。</p> <p>カラス等有害鳥類については、木更津猟友会袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊において、銃器による捕獲を行う。</p> <p>キョン、ニホンジカ及びニホンザルについては木更津猟友会袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊、地域ぐるみの有害鳥獣対策組織及びわな猟免許新規取得促進事業を活用し免許を取得した従事者等において、箱わな（大型獣用）等による捕獲を行う。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	<p>許可権限委譲については、捕獲獣種や捕獲頭数の許可等、市に一定の裁量が認められる一方で、市内民間業者等からの捕獲許可の受付業務等が発生し、行政事務の煩雑化につながる懸念される。</p> <p>現状、捕獲事業については円滑に進行しており、許可権限委譲を行う予定はないが、県内市町村の動向を注視しながら、調査及び分析していく。</p>

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ キョン ニホンジカ ニホンザル	金網柵及び電気柵の設置を行う。 金網柵 約 3,000m 電気柵 約20,000m ※国交付金、市単独補助による設置距離	金網柵及び電気柵の設置を行う。 金網柵 約 3,000m 電気柵 約20,000m ※国交付金、市単独補助による設置距離	金網柵及び電気柵の設置を行う。 金網柵 約 3,000m 電気柵 約20,000m ※国交付金、市単独補助による設置距離

(2) その他被害防止に関する取組

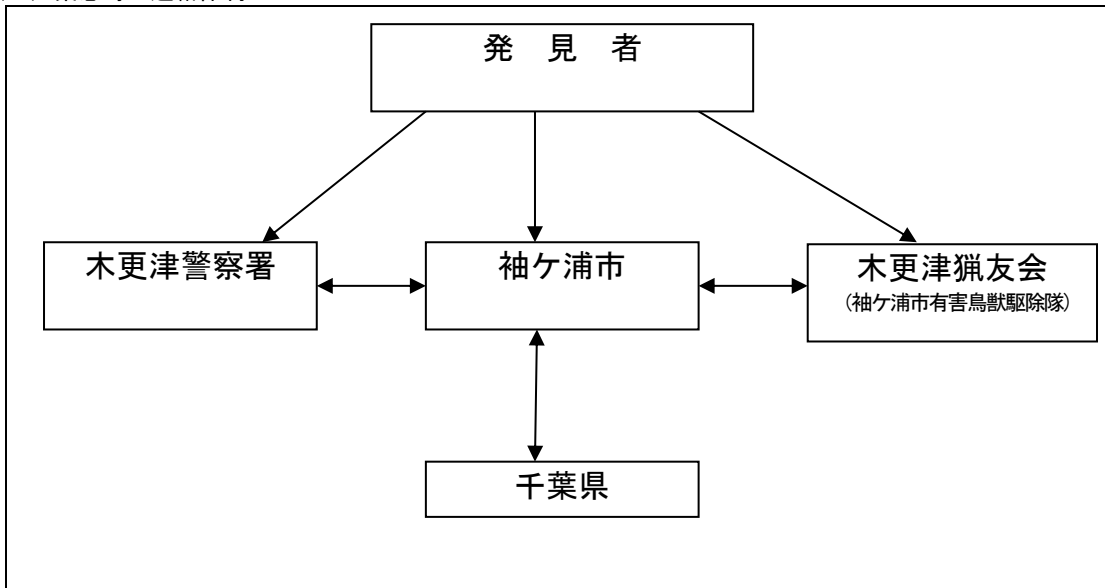
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年～7年度	イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ キョン ニホンジカ ニホンザル	<p>生息環境管理(耕作放棄地の解消及び放任果樹の除去等)の対策を指導する。</p> <p>防護柵の設置について、袖ヶ浦市有害鳥獣被害対策実施隊による農家への指導及び助言を行う。</p> <p>地域住民を対象とした講習会等を開催し、地域ぐるみの有害鳥獣対策組織づくりを進める。</p>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
袖ヶ浦市	有害鳥獣の捕獲依頼 関係機関との連絡調整
千葉県君津地域振興事務所	捕獲に係る許可、指導及び助言
木更津警察署	現場封鎖や交通規制等による住民の 安全確保等
木更津猟友会 (袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊)	有害鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	袖ヶ浦市有害鳥獣対策協議会
--------	---------------

構成機関の名称	役割
袖ヶ浦市役所	被害防止計画の策定及び協議会事務局の運営
君津市農業協同組合	被害状況の情報提供及び対策
ぼうそう農業共済組合	被害状況の情報提供及び対策
木更津猟友会	有害鳥獣捕獲の担い手
鳥獣保護管理員	鳥獣による農林水産業に係る被害防止の指導
地元自治連絡協議会	被害状況の情報提供及び対策
君津農業事務所	被害防除事業等の情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	被害対策の取組支援

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年度に設置した「袖ヶ浦市鳥獣被害対策実施隊」については、箱わな（小型及び大型獣用）の設置及び貸出、点検及び管理並びに農家への指導及び助言並びにアライグマ等小型獣の捕獲及び有害鳥獣による農作物被害現場の調査等、袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊と連携し、効果的な捕獲に向けた活動を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の処理については、埋却、焼却及び食肉利用とする。
アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画の捕獲個体の取り扱いに基づき実施する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

加工処理施設の設置及び運営について、現在市内で捕獲されている有害鳥獣の個体数では採算面で課題があり、捕獲、止めさし及び搬入を速やかに行う体制の整備も困難なことなどから、他市町村や市内事業者等の動向を伺いながら、調査及び研究する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市、地元地区及び関係機関等と情報交換を行いながら連携を図る。